

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(電子入札の対象となる契約)

第2条 電子入札の対象とする契約は、市長が指定する契約とする。

(公告等)

第3条 市長は、一般競争入札を電子入札に付するときは、いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号。以下「財務規則」という。）第112条に定める事項のほか、次に掲げる事項を公告しなければならない

- (1) 電子入札に参加するための参加申請書（第1号様式及び第1号様式の2。以下「参加申請書」という。）の提出期間
- (2) 入札書の提出方法
- (3) 入札書の提出期間
- (4) 電子入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (5) その他必要な事項

2 市長は、指名競争入札を電子入札に付するときは、財務規則第126条第2項に定める事項のほか、前項第2号から第5号までに掲げる事項を通知しなければならない。

(入札書等の提出)

第4条 電子入札による一般競争入札においては、当該一般競争入札に参加しようとする者は、公告で指定する参加申請書の提出期限までに、参加申請書を電子入札システムにより提出しなければならない。

2 前項の規定による参加申請書を提出した者は、入札書及び公告で指定する書類を、当該公告で指定する入札書の提出開始日時から提出期限までの間に、電子入札システムにより提出しなければならない

3 電子入札による指名競争入札においては、当該指名競争入札の入札者に指名され、当該入札に参加しようとする者は、入札書及び入札指名通知書で指定する書類を、当該入札指名通知書で指定する入札書の提出期限までに、電子入札システムにより提出しなければならない。

4 第1項又は前項の規定により電子入札に参加しようとする者（以下「電子入札参加者」という。）

は、前3項に定めるもののほか、公告又は入札指名通知書（以下「公告等」という。）で指定する書類については、当該公告等で指定する提出期限までに当該公告等で指定する方法により、提出しなければならない。

（電子入札の特例）

第5条 電子入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合のみ、市長の承認を得て、持参による入札（以下「紙入札」という。）を行うことができるものとする。

（1） 災害、停電、又はプロバイダ若しくは通信事業者に起因する通信障害等の入札参加者の責めによらない事由により、電子入札システムを利用することができないとき。

（2） 次のア又はイに該当するとき。ただし、これらの手続を過失等により行っていないとき、又は怠ったことにより交付が遅れたときを除く。

ア いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52年3月28日制定）第4条に規定する入札参加有資格者名簿に登載され、直ちにICカードの発行手続を民間認証局に対して申請し、その交付がなされるまでの間であるとき。

イ ICカードの名義人の退職、異動又は法人情報の変更により、当該ICカードを使用することが不能となった場合であって、直ちに再発行手続を民間認証局に対して申請し、その交付がなされるまでの間であるとき。

（3） 前2号に掲げる場合のほか、紙入札を行うことがやむを得ないと市長が認めるとき。

2 前項の規定により紙入札の方法で電子入札に参加しようとする者は、公告等で定める開札日の2開庁日前の午前10時までに紙入札承認願（第2号様式）を入札担当課に持参し、提出しなければならない。

3 一般競争入札の参加申請書を公告で定めるその提出期限までに電子入札システムにより提出することができない者は、当該提出期限までに、参加申請書及び紙入札承認願を入札担当課に持参し、提出しなければならない。

4 市長は、前2項の規定による紙入札承認願の提出があったときは、その適否を判断し、紙入札承認（不承認）通知書（第3号様式）により通知しなければならない。この場合において、紙入札の承認を受けた者は、当該承認を受けた入札において電子入札システムにより入札することはできないものとする。

5 市長の承認を得た電子入札参加者は、開札日の前日（その日がいわき市の休日を定める条例（平成元年いわき市条例第71号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その前日において、その日に最も近い休日でない日）の午後5時までに入札書等を入札担当課に持参し、提出

するものとする。

6 市長は、前項の規定による入札書等の提出があったときは、入札書等が封緘(かん)されていることを確認し、これを開札日時まで厳重に保管しなければならない。

(入札書等の書換え等)

第6条 電子入札参加者は、その提出した入札書等について、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札等の辞退)

第7条 一般競争入札の参加申請書を提出した者及び指名競争入札の入札者に指名された者は、公告等で指定された入札書の提出期限までに、電子入札システムにより入札への参加を辞退することができる。

2 入札書等を提出した電子入札参加者は、開札までの間に限り当該提出した入札を辞退することができる。この場合において、電子入札参加者は、入札辞退届(第4号様式)を、入札担当課に持参し、提出しなければならない。

3 前2項の規定による辞退は、これを撤回することはできない。

4 一般競争入札の参加申請書を提出した者及び指名競争入札の入札者に指名された者が、公告等で指定された提出期限までに入札書等を提出しなかったときは、入札を辞退したものとする。

(開札等)

第8条 入札の開札は、公告等において指定した日時及び場所において執行するものとし、当該入札の事務に関係のない職員(以下「立会人」という。)を2人以上立ち合わせるものとする。

2 開札は、原則として公開とする。

(立会人の職務)

第9条 立会人の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 入札書等が電子入札システムに記録されていることの確認
- (2) 電子入札参加者及び電子入札参加者が提示した入札金額の確認
- (3) 落札者となるべき者が2者以上ある場合等のくじ引きの記録の確認
- (4) 開札が公正に行われたことを証する立会人署名書(第5号様式)への署名
- (5) その他電子入札の執行の公正性を確保するため市長が必要と認める事項

(同価格入札の取扱い)

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合等くじ引きを行う必要があるときは、電子入札参加者が入力した任意の数字と電子入札システムが自動的に発行する数字によるくじ

番号により、くじ引きを行うものとする。

2 第5条第5項の規定による入札書等の提出があった場合において、入札書にくじの数が記載されていないときは、入札参加登録番号の下3桁をくじの数とみなすものとする。

3 前2項に定めるもののほか、くじ引きの取扱いについては、別に定めるものとする。

(入札結果の通知)

第11条 市長は、電子入札により落札者又は落札候補者が決定したときは、速やかに当該落札者等に電子入札システムにより通知するものとする。

(落札者等が決定しない場合の措置)

第12条 市長は、電子入札を行った結果、落札者又は落札候補者が決定しないときは、原則として、再度の公告等を行い競争入札に付するものとする。

(入札の延期、中止又は取消し)

第13条 市長は、電子入札において、電子入札システムの障害等により事故が発生した場合又は不正な行為が行われた場合その他必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消しをすることができる。

(電子入札システム等による書類等の提出日時)

第14条 第4条第1項から第3項までの規定により、電子システムで書類の提出を行うとき（同条第4項の規定による書類の提出を電子システムにより行うときを含む。）及び第7条第1項の規定により電子システムで辞退を行うときは、休日以外の日に行うものとし、その時間は、午前9時から午後8時までとする。

2 第5条第2項及び第3項並びに第7条第2項の規定により、持参して書類の提出を行うとき（第4条第4項の規定による書類の提出を持参により行うときを含む。）は、休日以外の日に行うものとし、その時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(随意契約における見積書の徴収)

第15条 財務規則第129条の規定による見積書の徴収を電子入札システムにより実施するときは、本要綱における指名競争入札の例によるものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、電子入札の実施に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から実施する。

附 則（令和7年3月4日）

この要綱は、令和7年3月10日から実施する。

附 則（令和8年2月24日）

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

第1号様式（第3条関係）

一般競争入札参加申請書

年 月 日

いわき市長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

一般競争入札への参加について、申請します。

建設工事の一般競争入札に参加する者は、以下の内容について記入すること。（測量・調査・設計委託の案件を除く）

「いわき市入札参加有資格者名簿（建設工事の部）（以下、名簿という。）」に登録された者の中で、資本関係又は人的関係にある者に関して、以下の通り申告します。

1 資本関係 **該当の有無： 有 ・ 無** ※ どちらか一方を○で囲む

次のいずれかの会社が名簿にある場合

- (1) 親会社等又は子会社等の関係にある会社
- (2) 親会社を同じくする子会社等同士の関係にある会社

該当する会社の商号又は名称	代表者氏名	所在地

2 人的関係 **該当の有無： 有 ・ 無** ※ どちらか一方を○で囲む

一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を兼任している場合

該当する当社の役員等		兼任する会社等	
役職	氏名	商号又は名称	役職

※ 記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。

※ 申告書の内容に虚偽が判明した場合 又は 重要な事実が記載されていなかった場合、「いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱」に基づいて、指名停止等の措置を講じることがあります。

第1号様式の2（第3条関係）

一般競争入札参加申請書（共同企業体用）

年 月 日

いわき市長 様

共同企業体名称

代表者 住所
商号又は名称
代表者職氏名

構成員 住所
商号又は名称
代表者職氏名

一般競争入札への参加について、申請します。

建設工事の一般競争入札に参加する者は、以下の内容について記入すること。（測量・調査・設計委託の案件を除く）

「いわき市入札参加有資格者名簿（建設工事の部）」に登録された者の中で、資本関係又は人的関係にある者に関して、以下のとおり申告します。

- 代表者 【商号又は名称：_____】
- 1 資本関係 該当の有無 : 有 ・ 無 (どちらか一方を○で囲む)
- 2 人的関係 該当の有無 : 有 ・ 無 (どちらか一方を○で囲む)
- 構成員 【商号又は名称：_____】
- 1 資本関係 該当の有無 : 有 ・ 無 (どちらか一方を○で囲む)
- 2 人的関係 該当の有無 : 有 ・ 無 (どちらか一方を○で囲む)

※ 「1」「2」の一方又は両方が「有」の場合は、当該構成員分の「資本関係又は人的関係に関する申告書」を作成して本申請書に添付すること。（「資本関係又は人的関係に関する申告書」の書式は、市ホームページからダウンロードして使用してください）

紙入札承認願

年 月 日

いわき市長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

このことについて、電子入札システムによる入札案件に次の理由により入札参加できないため、紙入札による参加を承認願います。

工事等名	
電子入札システムでの参加ができない理由	
<input type="checkbox"/> ICカードの事故等により、電子入札システムにログインすることができない。 (具体的な状況)	
<input type="checkbox"/> その他の理由 (具体的な状況)	

該当する□にチェックを入れて必要事項を記入してください。

紙入札承認（不承認） 通知書

年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名

様

いわき市長

紙入札による入札参加について、次のとおり通知します。

工事等名	
1. 承認する	
2. 承認しない	(理由)
3. 備考	

第4号様式（第7条関係）

入 札 辞 退 届
(電子入札用)

工事等名

入札年月日 年 月 日

上記について電子入札システムにより参加しましたが、都合により入札を辞退
します。

年 月 日

いわき市長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

第5号様式（第9条関係）

立 会 人 署 名 書

（電子入札用）

開 札 年 月 日	
開 札 場 所	
工 事 等 名	
落 札（候 補）者	
落 札（候 補）金 額	
備 考	

上記の入札の結果につき、確認の証として署名します。

立会人

所 属	署 名

年 月 日